

東京都障害者支援施設等事業継続支援（宿泊先確保）事業実施要綱

令和4年1月21日付3福保障計第1756号

一部改正 令和4年4月1日付4福保障計第5号

一部改正 令和4年6月17日付4福保障計第546号

一部改正 令和4年10月31日付4福保障計第1218号

一部改正 令和5年2月2日付4福保障計第1704号

一部改正 令和5年3月12日付4福保障計第1938号

（目的）

第1条 この要綱は、都内障害者支援施設等が、施設入所者への新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ感染症」という。）の感染防止のため、また、施設従事職員の同居者への感染防止を図るため、施設従事職員が滞在する宿泊先の確保等を行うことを支援することにより、都内での新型コロナ感染症の感染拡大時等における各施設の事業継続をより確実なものとする 것을目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

（事業内容）

第3条 この要綱に基づき、都は、以下のとおり事業を実施する。

（1）内容

障害者支援施設等が、入所者への新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るとともに、施設従事職員が基礎疾患を有する家族等と同居しており、自宅内での感染防止を図るため、ホテルや住居等を借り上げる場合にその費用等の補助を行うことにより、各施設の事業継続を支援する。

（2）対象施設

別表に掲げる施設

（実施期間）

第4条 第3条に掲げる事業の実施期間は、令和4年1月21日から令和5年5月7日までとする。

（事業の決定）

第5条 本事業は、対象施設からの申請に対し、書類の審査等により決定する。手続その他事業の実施に必要な事項は別に定める。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、当該年度の事業予算の範囲内で決定することとし、補助対象とする経費、基準額、その他補助金の算定に必要な事項は別に定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年1月21日から適用する。

附 則（令和4年4月1日付4福保障計第5号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年6月17日付4福保障計第546号）

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和4年10月31日付4福保障計第1218号）

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和5年2月2日付4福保障計第1704号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月12日付4福保障計第1938号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象施設
都内に所在する障害者支援施設、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設、都外施設並びに都内に所在する障害者グループホーム
＜定義＞
一 「障害者支援施設」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第38条第1項の規定に基づき指定された障害者支援施設をいう。
二 「福祉型障害児入所施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の9の規定に基づき指定された障害児入所施設のうち、同法第42条第1号に規定するものをいう。
三 「医療型障害児入所施設」とは、児童福祉法第24条の9の規定に基づき指定された障害児入所施設のうち、同法第42条第2号に規定するものをいう。
四 「都外施設」とは、「民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（都外障害者支援施設）」（平成23年3月30日付22福保障居第2663号）の別表1に規定する都外独占施設及び都外協定施設並びに「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（障害児施設）」（平成16年3月30日付15福障施第1744号）の第2に規定する都外都民施設及び都外協定施設をいう。
五 「障害者グループホーム」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第1項の規定に基づき指定された共同生活援助を行う事業所をいう。